事　務　連　絡
令和７年 11 月 28 日

関 係 団 体　御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1128 第２号
令和７年 11 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課(部)長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和７年 12 月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）の一部改正について

別添３　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

別添４　「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

１　別添１の第２章第 10 部第１節第２款Ｋ０５９（９）の次に次を加える。

（10）　肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）に対して、軟骨修復材を使用した場合は、本区分の「４」自家培養軟骨移植術の所定点数を準用して算定する。

２　別添１の第２章第 10 部第１節第２款Ｋ０５９の次に次を加える。

Ｋ０５９－２　関節鏡下自家骨軟骨移植術
肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）に対して、関節鏡下で軟骨修復材を使用した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。

３　別添１の第２章第 10 部第１節第８款Ｋ６１６を次のように改める。

Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術
（１）　膝窩動脈又はそれより末梢の動脈に対するステントの留置では、当該点数は算定できない。
（２）　包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く。）における対照血管径が 2.5mm 以上 4.0mm 以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として、薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを留置した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、手術に伴う画像診断及び検査の費用は別に算定できない。

４　別添１の第２章第 10 部第１節第８款Ｋ６１６－６を次のように改める。

Ｋ６１６－６　経皮的下肢動脈形成術
経皮的下肢動脈形成術は、エキシマレーザー血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈に留置されたステントにおける狭窄又は閉塞に対して又は切削吸引型血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈又は膝下動脈における狭窄又は閉塞に対して、経皮的下肢動脈形成術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

５　別添２の第２章第 12 部第１節Ｍ０１８（13）の次に次を加える。

（14）　歯科技工室設置型コンピュータ支援設計、製造ユニット及び歯科技工用重合装置（以下「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」という。）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された歯冠部用材料及び義歯床用材料からなる有床義歯（以下、「３次元プリント有床義歯」という。）は、

「２　総義歯」の点数を準用して算定する。

(15)　３次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。

(16)　３次元プリント有床義歯の製作に当たり、必要に応じて行った印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。

(17)　３次元プリント有床義歯を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「３次元プリント有床義歯」と記載すること。なお、記載に当たっては、「３ＤＦＤ」と記載しても差し支えない。

(18)　３次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。

イ　歯科補綴治療に係る専門の知識及び３年以上の経験を有する歯科医師が１名以上配置されていること。

ロ　保険医療機関内に液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除く。）を診療録に記載すること。

(19)　３次元プリント有床義歯を製作した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

6　別添２の第２章第 12 部第１節Ｍ０２９（８）の次に次を加える。

（９）　Ｍ０１８により製作した３次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の３次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。

(10)　３次元プリント有床義歯において、３次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用して修理を行った場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

7　別添２の第２章第 12 部第１節Ｍ０３０（10）の次に次を加える。

(11)　Ｍ０１８により製作した３次元プリント有床義歯に、硬質材料を用いて床裏装を行った場合は、「１のロ　総義歯」により算定する。

別添２

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）の一部改正について

１　Ｉの３の 132（８）の次に次を加える。

（９）　分枝血管用は、複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う場合であって、複数のガイドワイヤーを同時に血管内に誘導する必要がある場合のみ算定できる。なお、分枝血管用を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

２　Ｉの３の 133（16）の次に次を加える。

(17)　末梢血管用ステント・生体吸収・再狭窄抑制型は、包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く）における対照血管径が 2.5mm 以上 4.0mm 以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として使用した場合に限り、1回の手術に対して原則として２個を限度として算定できる。ただし、医学的必要性から３個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、４個を限度として算定できる。なお、令和９年 11 月 30 日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。

３　Ｉの３の 146（９）の次に次を加える。

(10)　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合には、１回の手術に対して原則として１個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
(11)　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型については、令和９年 11 月 30 日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。
(12)　腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合は、１回の手術に対して原則として１個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
(13)　胸腹部大動脈瘤に対して、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を使用する場合は、１回の手術に対し、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型は原則として１個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、３個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応とな

る旨を記載すること。

4　Ｉの３の 191（３）を次のように改める。

（３）　末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、１回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は１本を上限として、その他の場合は２本を上限として、長病変対応型については１本を上限として算定できる。また、TASCⅡC/D 病変の、大動脈分岐部病変に対してキッシングステント法が適用される場合にあっては、１回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については４本を上限とする。

5　Ｉの３の 191（６）の次に次を加える。

（７）　末梢血管用ステントグラフト・腹部大動脈分枝血管対応型は、胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を有する患者の治療において、薬事承認において本品と併用する際の有効性及び安全性が確認された指定のステントグラフトと組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置した場合は、８本を上限として算定できる。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

6　Ｉの３の 236 の次に次を加える。

237　軟骨修復材
（１）　軟骨欠損面積が膝で１cm^2以上３cm^2以下、肘で１cm^2以上 1.5cm^2以下の軟骨欠損部位を有する、肘関節又は膝関節の外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）であって、自家骨軟骨移植術が困難な場合や骨端線が残存している小児に使用する場合に限り算定できる。
（２）　軟骨修復材の使用に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。
（３）　軟骨修復材を使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

7　Ｖの 069 の次に次を加える。

070　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料
定義
次のいずれにも該当すること。
（１）　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
（２）　JIS T6517 「歯冠用硬質レジン」第３種（光重合型）に適合するものであること。
（３）　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。
071　３次元プリント有床義歯義歯床用材料
定義
次のいずれにも該当すること。
（１）　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（３）義歯床材料」であって、

一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
（２） JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ４（光重合レジン）に適合するものであること。
（３） 「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

別添３

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

１　別紙１を次に改める。

別添４

「特定保険医療材料の定義について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

１　別表のⅡの 057（３）⑧ⅲの次に次を加える。

ⅳ　抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。

２　別表のⅡの 132（１）②を次のように改める。

②　経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、重症慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導する、又は複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。

３　別表のⅡの 132（２）を次のように改める。

（２）　機能区分の考え方
使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（５区分）、その他血管用、気管支用及び分枝血管用の合計９区分に区分する。

４　別表のⅡの 132（３）④の次に次を加える。

⑤　分枝血管用
次のいずれにも該当すること。
ア　複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。
イ　複数のガイドワイヤーを同時に通すことができるマルチルーメン構造を有するものであること。

５　別表のⅡの 133（１）を次のように改める。

（１）　血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方
術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（４区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル（９区分）、下大静脈留置フィルタセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（５区分）、血管内異物除去用カテーテル（６区分）、血栓除去用カテーテル（11 区分）、塞栓用

コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）、血管形成用カテーテル（２区分）及び大動脈分岐部用フィルターセット（１区分）の合計 66 区分に区分する。

6　別表のⅡの 133（３）①アを次のように改める。

ア　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」、「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」又は「薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント」であること。

7　別表のⅡの 133（３）②を次のように改める。

②　機能区分の考え方
ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型、再狭窄抑制型及び生体吸収・再狭窄抑制型の合計４区分に区分する。

8　別表のⅡの 133（３）③アを次のように改める。

ア　一般型
イ、ウ及びエ以外のものであること。

9　別表のⅡの 133（３）③イⅱを次のように改める。

ⅱ　ウ及びエに該当しないこと。

10　別表のⅡの 133（３）③ウを次のように改める。

ウ　再狭窄抑制型
ⅰ　薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。
ⅱ　エに該当しないこと。

11　別表のⅡの 133（３）③ウの次に次を加える。

エ　生体吸収・再狭窄抑制型
薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、膝下動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用する生体吸収性ステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

12　別表のⅡの 133（23）③イを次のように改める。

イ　切削吸引型
次のいずれかに該当すること。
ⅰ　大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、生理食塩液を注入する機能をカテーテル先端部に有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。
ⅱ　膝下動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、膝下動脈に挿入し、カテーテル先端の回転バーによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、カテーテル先端部にダイヤモンドコーティングされた先端バーを有し、切削物等を体内の細網内皮系により除去可能な微粒子に粉砕する機能を有するものであること。

13　別表のⅡの 146（２）を次のように改める。

（２）　機能区分の考え方
使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（４区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（４区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（２区分）、大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）の合計 13 区分に区分する。

14　別表のⅡの 146（３）①アを次のように改める。

ア　腹部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む）又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

15　別表のⅡの 146（３）④アを次のように改める。

ア　腹部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む）又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

16　別表のⅡの 146（３）⑥アを次のように改める。

ア　胸部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤を含む）、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。

17　別表のⅡの 146（３）⑫の次に次を加える。

⑬　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型
次のいずれにも該当すること。

ア　胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤のうち、外科的修復術による治療が困難な患者の治療を目的に使用されるものであること。
イ　胸腹部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
ウ　腹腔動脈、上腸間膜動脈及び左右腎動脈に留置するステントグラフトを連結する構造を有するものであること。

18　別表のⅡの 191（１）②オの次に次を加える。

カ　胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的に、経血管的に腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に挿入され、体内に留置するものであること。

19　別表のⅡの 191（２）②を次のように改める。

（２）　機能区分の考え方
使用目的により、標準型、長病変対応型及び腹部大動脈分枝血管対応型の合計３区分に区分する。

20　別表のⅡの 191（３）①ウを次のように改める。

ウ　②及び③に該当しないこと。

21　別表のⅡの 191（３）②の次に次を加える。

③　腹部大動脈分枝血管対応型
次のいずれにも該当すること。
ア　次のいずれかに該当すること。
ⅰ　末梢動脈疾患の治療を目的として腸骨動脈に留置するものであること。
ⅱ　胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的として、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置するものであること。
イ　血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。

22　別表のⅡの 236（１）を次のように改める。

（１）　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51　医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」又は「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサーキット」であること。

23　別表のⅡの 236 の次に次を加える。

237　軟骨修復材

次のいずれにも該当すること。

（１）　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品　４　整形用品」であって、一般的名称が「吸収性軟骨再生用材料」であること。

（２）　関節軟骨の修復の補助を目的として使用するものであること。

（３）　主成分がアルギン酸ナトリウム溶液及び塩化カルシウム溶液であること。

24　別表のⅤの 069 の次に次を加える。

070　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

（１）　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（２)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。

（２）　JIS T6517 「歯冠用硬質レジン」第３種（光重合型）に適合するものであること。

（３）　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。

071　３次元プリント有床義歯義歯床用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

（１）　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（３）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。

（２）　JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ４（光重合レジン）に適合するものであること。

（３）　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　110 点

ロ　小臼歯・前歯　68 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき　61 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　11点

ロ　複雑なもの　29点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

ａ　単純なもの　8点

ｂ　複雑なもの　21点

ロ　自動練和型

ａ　単純なもの　9点

ｂ　複雑なもの　23点

２　歯科充填用材料　Ⅱ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　4点

ロ　複雑なもの　11点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

ａ　単純なもの　3点

ｂ　複雑なもの　8点

ロ　自動練和型

ａ　単純なもの　6点

ｂ　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）

１　14カラット金合金

⑴　インレー

複雑なもの　2,129点

⑵　４分の３冠　2,660点

２　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　大臼歯

イ　インレー

ａ　単純なもの　457点

ｂ　複雑なもの　845点

ロ　５分の４冠　1,063点

ハ　全部金属冠　1,338点

⑵　小臼歯・前歯

イ　インレー

ａ　単純なもの　311点

ｂ　複雑なもの　619点

ロ　４分の３冠　764点

ハ　５分の４冠　764点

ニ　全部金属冠　958点

３　銀合金

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの	29 点
b　複雑なもの	50 点
ロ　５分の４冠	65 点
ハ　全部金属冠	80 点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	18 点
b　複雑なもの	37 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	46 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	46 点
ニ　全部金属冠	59 点
M010-2　チタン冠（１歯につき）	66 点
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
⑴　前歯	764 点
⑵　小臼歯	764 点
⑶　大臼歯	1,063 点
２　銀合金	
⑴　前歯	46 点
⑵　小臼歯	46 点
⑶　大臼歯	65 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	457 点
ロ　小臼歯・前歯	311 点
⑵　銀合金	
イ　大臼歯	29 点
ロ　小臼歯・前歯	18 点
２　レジン充填によるもの	
⑴　複合レジン系	11 点
⑵　グラスアイオノマー系	
イ　標準型	8 点
ロ　自動練和型	9 点
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,193 点
２　銀合金を用いた場合	129 点
M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）	66 点
M015　非金属歯冠修復（１歯につき）	
１　レジンインレー	
⑴　単純なもの	29 点
⑵　複雑なもの	40 点
２　硬質レジンジャケット冠	
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

１　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　388 点

２　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

３　大臼歯

⑴ ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

１　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

２　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

１　乳歯金属冠　30 点

２　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　1 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

１　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,541 点

ロ　小臼歯　1,160 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　63 点

２　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　926 点

ロ　小臼歯　1,160 点

ハ　大臼歯　1,541 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　80 点

ロ　小臼歯　80 点

ハ　大臼歯　80 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,629 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（１床につき）
⑴　１歯から４歯まで　2点
⑵　５歯から８歯まで　3点
⑶　９歯から 11 歯まで　5点
⑷　12 歯から 14 歯まで　7点
2　総義歯（１顎につき）　10点
3　３次元プリント有床義歯
⑴　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料（１歯につき）　6点
⑵　３次元プリント有床義歯義歯床用材料（１顎につき）　203点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　37点

M020　鋳造鉤（１個につき）
1　14 カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　2,493点
ロ　犬歯・小臼歯　2,028点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　2,028点
ロ　犬歯・小臼歯　1,557点
ハ　前歯（切歯）　1,199点
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,232点
ロ　犬歯・小臼歯　963点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　846点
ロ　犬歯・小臼歯　735点
ハ　前歯（切歯）　682点
3　鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（１個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　6点
2　14 カラット金合金
⑴　双子鉤　1,175点
⑵　二腕鉤（レストつき）　908点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　341点
⑵　犬歯・小臼歯　368点
⑶　大臼歯　423点
2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　30点
⑵　犬歯・小臼歯　30点
⑶　大臼歯　30点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）

１　磁石構造体　777 点

２　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（１歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　845 点

ロ　小臼歯・前歯　619 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　50 点

ロ　小臼歯・前歯　37 点

（キーパー）

１個につき　233 点

M023　バー（１個につき）

１　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,975 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　18 点

２　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

１　シリコーン系　166 点

２　アクリル系　99 点

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第９部　（略） 第 10 部　手術 １～26　（略） 第１節　手術料 第１款　（略） 第２款　筋骨格系・四肢・体幹 Ｋ０３０～Ｋ０５８　（略） Ｋ０５９　骨移植術（軟骨移植術を含む。） （１）～（９）　（略） （10）　肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）に対して、軟骨修復材を使用した場合は、本区分の「４」自家培養軟骨移植術の所定点数を準用して算定する。 Ｋ０５９－２　関節鏡下自家骨軟骨移植術 肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）に対して、関節鏡下で軟骨修復材を使用した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第９部　（略） 第 10 部　手術 １～26　（略） 第１節　手術料 第１款　（略） 第２款　筋骨格系・四肢・体幹 Ｋ０３０～Ｋ０５８　（略） Ｋ０５９　骨移植術（軟骨移植術を含む。） （１）～（９）　（略） （新設） （新設）

第３款～第７款　（略）	第３款～第７款　（略）
第８款　心・脈管	第８款　心・脈管
Ｋ５４５～Ｋ６１５－２　（略）	Ｋ５４５～Ｋ６１５－２　（略）
Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術	Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術
（１）　膝窩動脈又はそれより末梢の動脈に対するステントの留置では、当該点数は算定できない。	膝窩動脈又はそれより末梢の動脈に対するステントの留置では、当該点数は算定できない。
（２）　包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く。）における対照血管径が 2.5㎜ 以上 4.0㎜ 以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として、薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを留置した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、手術に伴う画像診断及び検査の費用は別に算定できない。	（新設）
Ｋ６１６－４　（略）	Ｋ６１６－４　（略）
Ｋ６１６－６　経皮的下肢動脈形成術	Ｋ６１６－６　経皮的下肢動脈形成術
経皮的下肢動脈形成術は、エキシマレーザー血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈に留置されたステントにおける狭窄又は閉塞に対して又は切削吸引型血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈又は膝下動脈における狭窄又は閉塞に対して、経皮的下肢動脈形成術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。	経皮的下肢動脈形成術は、エキシマレーザー血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈に留置されたステントにおける狭窄又は閉塞に対して又は切削吸引型血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈の狭窄又は閉塞に対して、経皮的下肢動脈形成術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。
Ｋ６１６－７～Ｋ６２７－４　（略）	Ｋ６１６－７～Ｋ６２７－４　（略）
第９款～第 13 款　（略）	第９款～第 13 款　（略）
第２節～第３節　（略）	第２節～第３節　（略）
第 11 部～第 13 部　（略）	第 11 部～第 13 部　（略）

別添２ 歯科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第 11 部　（略） 第 12 部　歯冠修復及び欠損補綴 第１節　歯冠修復及び欠損補綴診療料 Ｍ０００～Ｍ０１７－２　（略） Ｍ０１８　有床義歯 （１）～(13)　（略） (14)　歯科技工室設置型コンピュータ支援設計、製造ユニット及び歯科技工用重合装置（以下「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」という。）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された歯冠部用材料及び義歯床用材料からなる有床義歯（以下、「３次元プリント有床義歯」という。）は、「２　総義歯」の点数を準用して算定する。 (15)　３次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。 (16)　３次元プリント有床義歯の製作に当たり、必要に応じて行った印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。 (17)　３次元プリント有床義歯を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「３次元プリント有床義歯」と記載すること。なお、記載に当たっては、「３ＤＦＤ」と記載しても差し支えない。 (18)　３次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。	別添２ 歯科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第 11 部　（略） 第 12 部　歯冠修復及び欠損補綴 第１節　歯冠修復及び欠損補綴診療料 Ｍ０００～Ｍ０１７－２　（略） Ｍ０１８　有床義歯 （１）～(13)　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

イ　歯科補綴治療に係る専門の知識及び３年以上の経験を有する歯科医師が１名以上配置されていること。 ロ　保険医療機関内に液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除く。）を診療録に記載すること。	
(19)　３次元プリント有床義歯を製作した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。	（新設）
Ｍ０１９～Ｍ０２６　（略）	
Ｍ０２９　有床義歯修理	
（１）～（８）　（略）	
（９）　Ｍ０１８により製作した３次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の３次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。	（新設）
(10)　３次元プリント有床義歯において、３次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用して修理を行った場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。	（新設）
Ｍ０３０　有床義歯内面適合法	
（１）～(10)　（略）	
(11)　Ｍ０１８により製作した３次元プリント有床義歯に、硬	（新設）

質材料を用いて床裏装を行った場合は、「１のロ　総義歯」により算定する。 Ｍ０３４・Ｍ０４１　（略） 第 13 部～第 14 部　（略）	 Ｍ０３４・Ｍ０４１　（略） 第 13 部～第 14 部　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い	３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
001～130　（略）	001～130　（略）
132　ガイディングカテーテル	132　ガイディングカテーテル
⑴ ～⑻　（略）	⑴ ～⑻　（略）
⑼　分枝血管用は、複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う場合であって、複数のガイドワイヤーを同時に血管内に誘導する必要がある場合のみ算定できる。なお、分枝血管用を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	（新設）
133　血管内手術用カテーテル	133　血管内手術用カテーテル
⑴ ～⑯　（略）	⑴ ～⑯　（略）
⑰　末梢血管用ステント・生体吸収・再狭窄抑制型は、包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く）における対照血管径が 2.5㎜ 以上 4.0㎜ 以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として使用した場合に限り、１回の手術に対して原則として２個を限度として算定できる。ただし、医学的必要性から３個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、４	（新設）

個を限度として算定できる。なお、令和９年 11 月 30 日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。	
134～145　（略）	134～145　（略）
146　大動脈用ステントグラフト	146　大動脈用ステントグラフト
⑴～⑼　（略）	⑴～⑼　（略）
⑽　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合には、１回の手術に対して原則として１個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	（新設）
⑾　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型については、令和９年 11 月 30 日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。	（新設）
⑿　腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合は、１回の手術に対して原則として１個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	（新設）
⒀　胸腹部大動脈瘤に対して、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を使用する場合は、１回の手術に対し、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型は原則として１個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイ	（新設）

ン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、３個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。	
149～190　（略）	149～190　（略）
191　末梢血管用ステントグラフト	191　末梢血管用ステントグラフト
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）
⑶　末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、１回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は１本を上限として、その他の場合は２本を上限として、長病変対応型については１本を上限として算定できる。また、TASCⅡC/D 病変の、大動脈分岐部病変に対してキッシングステント法が適用される場合にあっては、１回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については４本を上限とする。	⑶　末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、１回の手術につき、標準型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は１本を上限として、その他の場合は２本を上限として、長病変対応型については１本を上限として算定できる。また、TASCⅡC/D 病変の、大動脈分岐部病変に対してキッシングステント法が適用される場合にあっては、１回の手術につき、標準型については４本を上限とする。
⑷ ～⑹　（略）	⑷ ～⑹　（略）
⑺　末梢血管用ステントグラフト・腹部大動脈分枝血管対応型は、胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を有する患者の治療において、薬事承認において本品と併用する際の有効性及び安全性が確認された指定のステントグラフトと組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置した場合は、８本を上限として算定できる。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。	（新設）
192～236　（略）	
237　軟骨修復材	（新設）
⑴　軟骨欠損面積が膝で１cm^2以上３cm^2以下、肘で１cm^2以上 1.	

5cm^{2}以下の軟骨欠損部位を有する、肘関節又は膝関節の外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）であって、自家骨軟骨移植術が困難な場合や骨端線が残存している小児に使用する場合に限り算定できる。 ⑵　軟骨修復材の使用に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。 ⑶　軟骨修復材を使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
４～６　（略）	４～６　（略）
Ⅱ～Ⅳ　（略）	Ⅱ～Ⅳ　（略）
Ⅴ　歯科点数表の第２章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅴ　歯科点数表の第２章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
002～069　（略）	002～069　（略）
070　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 ⑴　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。 ⑵　JIS T6517 「歯冠用硬質レジン」第３種（光重合型）に適合するものであること。 ⑶　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。	（新設）
071　３次元プリント有床義歯義歯床用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 ⑴　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（３）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。	（新設）

⑵　JIS T6501「義歯床用レジン」タイプ４（光重合レジン）に適合するものであること。 ⑶　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。	
Ⅵ～Ⅸ　（略）	Ⅵ～Ⅸ　（略）

（別添３参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１） 材料料 M002　支台築造 （支台築造の保険医療材料料（１歯につき）） 　ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １　間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ　大臼歯　110 点 ロ　小臼歯・前歯　68 点 (2)　（略） ２　（略） M005～M009　（略） M010　金属歯冠修復（１個につき） １　14 カラット金合金 (1)　インレー 複雑なもの　2,129 点 (2)　４分の３冠　2,660 点 ２　金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1)　大臼歯 イ　インレー a　単純なもの　457 点 b　複雑なもの　845 点	（別紙１） 材料料 M002　支台築造 （支台築造の保険医療材料料（１歯につき）） 　ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １　間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ　大臼歯　99 点 ロ　小臼歯・前歯　62 点 (2)　（略） ２　（略） M005～M009　（略） M010　金属歯冠修復（１個につき） １　14 カラット金合金 (1)　インレー 複雑なもの　2,016 点 (2)　４分の３冠　2,520 点 ２　金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1)　大臼歯 イ　インレー a　単純なもの　414 点 b　複雑なもの　766 点

ロ　５分の４冠	1,063 点
ハ　全部金属冠	1,338 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	311 点
b　複雑なもの	619 点
ロ　４分の３冠	764 点
ハ　５分の４冠	764 点
ニ　全部金属冠	958 点
３　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	29 点
b　複雑なもの	50 点
ロ　５分の４冠	65 点
ハ　全部金属冠	80 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	18 点
b　複雑なもの	37 点
ロ　４分の３冠（乳歯冠を除く。）	46 点
ハ　５分の４冠（乳歯冠を除く。）	46 点
ニ　全部金属冠	59 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	764 点
(2)　小臼歯	764 点
(3)　大臼歯	1,063 点

ロ　５分の４冠	964 点
ハ　全部金属冠	1,213 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	282 点
b　複雑なもの	561 点
ロ　４分の３冠	692 点
ハ　５分の４冠	692 点
ニ　全部金属冠	868 点
３　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	26 点
b　複雑なもの	46 点
ロ　５分の４冠	59 点
ハ　全部金属冠	73 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	17 点
b　複雑なもの	34 点
ロ　４分の３冠（乳歯冠を除く。）	42 点
ハ　５分の４冠（乳歯冠を除く。）	42 点
ニ　全部金属冠	53 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	692 点
(2)　小臼歯	692 点
(3)　大臼歯	964 点

2　銀合金	
(1)　前歯	46 点
(2)　小臼歯	46 点
(3)　大臼歯	65 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	457 点
ロ　小臼歯・前歯	311 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	29 点
ロ　小臼歯・前歯	18 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,193 点
2　銀合金を用いた場合	129 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,541 点
ロ　小臼歯	1,160 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	63 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	926 点
ロ　小臼歯	1,160 点
ハ　大臼歯	1,541 点

2　銀合金	
(1)　前歯	42 点
(2)　小臼歯	42 点
(3)　大臼歯	59 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	414 点
ロ　小臼歯・前歯	282 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	26 点
ロ　小臼歯・前歯	17 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,081 点
2　銀合金を用いた場合	118 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,396 点
ロ　小臼歯	1,051 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	58 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	839 点
ロ　小臼歯	1,051 点
ハ　大臼歯	1,396 点

(2)　銀合金を用いた場合	(2)　銀合金を用いた場合
イ　前歯　80点	イ　前歯　74点
ロ　小臼歯　80点	ロ　小臼歯　74点
ハ　大臼歯　80点	ハ　大臼歯　74点
M017-2　(略)	M017-2　(略)
M018　有床義歯	M018　有床義歯
１・２　(略)	１・２　(略)
３　３次元プリント有床義歯	(新設)
(1)　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料（１歯につき）　6点	
(2)　３次元プリント有床義歯義歯床用材料（１顎につき）203点	
M019　(略)	M019　(略)
M020　鋳造鉤（１個につき）	M020　鋳造鉤（１個につき）
１　14カラット金合金	１　14カラット金合金
(1)　双子鉤	(1)　双子鉤
イ　大・小臼歯　2,493点	イ　大・小臼歯　2,347点
ロ　犬歯・小臼歯　2,028点	ロ　犬歯・小臼歯　1,909点
(2)　二腕鉤（レストつき）	(2)　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　2,028点	イ　大臼歯　1,909点
ロ　犬歯・小臼歯　1,557点	ロ　犬歯・小臼歯　1,466点
ハ　前歯（切歯）　1,199点	ハ　前歯（切歯）　1,129点
２　金銀パラジウム合金（金12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金12%以上）
(1)　双子鉤	(1)　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,232点	イ　大・小臼歯　1,116点
ロ　犬歯・小臼歯　963点	ロ　犬歯・小臼歯　873点
(2)　二腕鉤（レストつき）	(2)　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　846点	イ　大臼歯　766点
ロ　犬歯・小臼歯　735点	ロ　犬歯・小臼歯　666点
ハ　前歯（切歯）　682点	ハ　前歯（切歯）　618点
３　(略)	３　(略)

M021　線鉤（１個につき）	M021　線鉤（１個につき）
１　（略）	１　（略）
２　14カラット金合金	２　14カラット金合金
(1)　双子鉤　1,175点	(1)　双子鉤　1,107点
(2)　二腕鉤（レストつき）　908点	(2)　二腕鉤（レストつき）　855点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1)　前歯　341点	(1)　前歯　309点
(2)　犬歯・小臼歯　368点	(2)　犬歯・小臼歯　333点
(3)　大臼歯　423点	(3)　大臼歯　383点
２　（略）	２　（略）
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
１　（略）	１　（略）
２　キーパー付き根面板	２　キーパー付き根面板
（根面板の保険医療材料料（1歯につき)）	（根面板の保険医療材料料（1歯につき)）
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　845点	イ　大臼歯　766点
ロ　小臼歯・前歯　619点	ロ　小臼歯・前歯　561点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　50点	イ　大臼歯　46点
ロ　小臼歯・前歯　37点	ロ　小臼歯・前歯　34点
（キーパー）　（略）	（キーパー）　（略）
M023　バー（１個につき）	M023　バー（１個につき）
１　鋳造バー	１　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）　1,975点	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）　1,789点
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）

M030　（略）	M030　（略）

（別添４参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～056　（略） 057　人工股関節用材料 ⑴～⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑦　（略） ⑧　骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ　（略） ウ　摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ⅰ～ⅲ　（略） ⅳ　抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。 （新設） エ　⑨に該当しないこと。 ⑨～㉒　（略） 058～131　（略）	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～056　（略） 057　人工股関節用材料 ⑴～⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑦　（略） ⑧　骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ　（略） ウ　摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ⅰ～ⅲ　（略） （新設） エ　⑨に該当しないこと。 ⑨～㉒　（略） 058～131　（略）

132　ガイディングカテーテル	132　ガイディングカテーテル
⑴　定義	⑴　定義
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
①　（略）	①　（略）
②　経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、重症慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導する、又は複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。	②　経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、又は重症慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用するカテーテルであること。
⑵　機能区分の考え方	⑵　機能区分の考え方
使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（５区分）、その他血管用、気管支用及び分枝血管用の合計９区分に区分する。	使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（５区分）、その他血管用及び気管支用の合計８区分に区分する。
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　分枝血管用	
次のいずれにも該当すること。	
ア　複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。	
イ　複数のガイドワイヤーを同時に通すことができるマルチルーメン構造を有するものであること。	
133　血管内手術用カテーテル	133　血管内手術用カテーテル
⑴　血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方	⑴　血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（4区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル（９区分）、下大静脈留置フィルタセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（５区分）、血管内異物除去用カテーテル（６区分）、血栓除去用カテーテル（11区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）、血管形成用カテーテル（２区分）及び大動脈分岐部用フィルターセット（１区分）の合計66区分に区分する。	術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（3区分）、ＰＴＡバルーンカテーテル（９区分）、下大静脈留置フィルタセット（２区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（２区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（５区分）、血管内異物除去用カテーテル（６区分）、血栓除去用カテーテル（11区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（３区分）、頸動脈用ステントセット（２区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（２区分）、血管形成用カテーテル（２区分）及び大動脈分岐部用フィルターセット（１区分）の合計65区分に区分する。
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　末梢血管用ステントセット	⑶　末梢血管用ステントセット
①　定義	①　定義
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
ア　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」、「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」又は「薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント」であること。	ア　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」又は「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」であること。
イ　（略）	イ　（略）
②　機能区分の考え方	②　機能区分の考え方
ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型、再狭窄抑制型及び生体吸収・再狭窄抑制型の合計4区分に区分する。	ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型及び再狭窄抑制型の合計3区分に区分する。
③　機能区分の定義	③　機能区分の定義

ア　一般型 イ、ウ及びエ以外のものであること。 イ　橈骨動脈穿刺対応型 次のいずれにも該当すること。 ⅰ　（略） ⅱ　ウ及びエに該当しないこと。 ウ　再狭窄抑制型 ⅰ　薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。 ⅱ　エに該当しないこと。 エ　生体吸収・再狭窄抑制型 薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、膝下動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用する生体吸収性ステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。	ア　一般型 イ及びウ以外のものであること。 イ　橈骨動脈穿刺対応型 次のいずれにも該当すること。 ⅰ　（略） ⅱ　ウに該当しないこと。 ウ　再狭窄抑制型 薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。 （新設） （新設）
(4)～(22)　（略） (23)　血管形成用カテーテル ①・②　（略） ③　機能区分の定義 ア　（略） イ　切削吸引型 次のいずれかに該当すること。 ⅰ　大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、生理食塩液を注入する機能をカテーテル先端部に有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去	(4)～(22)　（略） (23)　血管形成用カテーテル ①・②　（略） ③　機能区分の定義 ア　（略） イ　切削吸引型 次のいずれにも該当すること。 ⅰ　大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。

する構造を有するものであること。 ii　膝下動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、膝下動脈に挿入し、カテーテル先端の回転バーによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、カテーテル先端部にダイヤモンドコーティングされた先端バーを有し、切削物等を体内の細網内皮系により除去可能な微粒子に粉砕する機能を有するものであること。	ii　カテーテル先端部に生理食塩液を注入する機能を有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。
⑵4　（略）	⑵4　（略）
134～145　（略）	134～145　（略）
146　大動脈用ステントグラフト	146　大動脈用ステントグラフト
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　機能区分の考え方 使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（4区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（４区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（２区分）、大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）の合計13区分に区分する。	⑵　機能区分の考え方 使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（４区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（２区分）、大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）の合計12区分に区分する。
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型 次のいずれにも該当すること。	①　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型 次のいずれにも該当すること。
ア　腹部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む）又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。	ア　腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。
イ　（略）	イ　（略）
②・③　（略）	②・③　（略）
④　腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分） 次のいずれにも該当すること。	④　腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分） 次のいずれにも該当すること。
ア　腹部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤	ア　腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用される

を含む）又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。	ものであること。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
⑤　（略）	⑤　（略）
⑥　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型 次のいずれにも該当すること。	⑥　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型 次のいずれにも該当すること。
ア　胸部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤を含む）、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。	ア　胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む１つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。
イ～エ　（略）	イ～エ　（略）
⑦～⑫　（略）	⑦～⑫　（略）
⑬　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型 次のいずれにも該当すること。	（新設）
ア　胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤のうち、外科的修復術による治療が困難な患者の治療を目的に使用されるものであること。	
イ　胸腹部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。	
ウ　腹腔動脈、上腸間膜動脈及び左右腎動脈に留置するステントグラフトを連結する構造を有するものであること。	
147～190　（略）	147～190　（略）
191　末梢血管用ステントグラフト	191　末梢血管用ステントグラフト
⑴　定義 次のいずれにも該当すること。	⑴　定義 次のいずれにも該当すること。
①　（略）	①　（略）
②　次のいずれかに該当すること。	②　次のいずれかに該当すること。

ア～オ　（略） カ　胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的に、経血管的に腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に挿入され、体内に留置するものであること。 ⑵　機能区分の考え方 使用目的により、標準型、長病変対応型及び腹部大動脈分枝血管対応型の合計３区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①ア・イ（略） ウ　②及び③に該当しないこと。 ②　（略） ③　腹部大動脈分枝血管対応型 次のいずれにも該当すること。 ア　次のいずれかに該当すること。 ⅰ　末梢動脈疾患の治療を目的として腸骨動脈に留置するものであること。 ⅱ　胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的として、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置するものであること。 イ　血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。	ア～オ　（略） （新設） ⑵　機能区分の考え方 使用目的により、標準型及び長病変対応型の合計２区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①ア・イ（略） ウ　②に該当しないこと。 ②　（略） （新設）
192～235　（略）	192～235　（略）
236　上腕静脈用カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 ⑴　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51　医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」又は「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサーキット」であること。	236　上腕静脈用カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 ⑴　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51　医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」であること。

(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
237　軟骨修復材 次のいずれにも該当すること。 (1)　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品　4　整形用品」であって、一般的名称が「吸収性軟骨再生用材料」であること。 (2)　関節軟骨の修復の補助を目的として使用するものであること。 (3)　主成分がアルギン酸ナトリウム溶液及び塩化カルシウム溶液であること。	（新設）
Ⅴ　歯科点数表の第２章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅴ　歯科点数表の第２章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
002～069　（略）	002～069　（略）
070　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1)　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（２)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。 (2)　JIS T6517 「歯冠用硬質レジン」第３種（光重合型）に適合するものであること。 (3)　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。	（新設）
071　３次元プリント有床義歯義歯床用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1)　薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（３）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。 (2)　JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ４（光重合レジン）に適合するものであること。 (3)　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。	（新設）

Ⅵ～Ⅸ　（略）	Ⅵ～Ⅸ　（略）